

令和 8 年度

業務名 那覇港外貿貨物輸送効率化検討業務（R8）

特記仕様書(案)

令和 8 年 8 月

那覇港管理組合
企画建設部 みなと振興課

那覇港外貿貨物輸送効率化検討業務（R8） 特記仕様書

1. 業務名称

那覇港外貿貨物輸送効率化検討業務（R8）

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月28日まで

3. 業務目的

那覇港は、沖縄県の公共貨物の約7割を取り扱う本県の物流拠点であるが、船舶の大型化や貨物量増加によりふ頭用地が狭隘化している。また、コンテナ輸送車両をはじめとする物流関連車両の往来による慢性的な交通渋滞の発生や、将来的な海運関係事業者の労働力不足が懸念されており、交通渋滞の緩和や環境負荷低減に寄与する取組のほか、港湾物流業務の合理化・生産性向上への取組も求められている。

この課題解決のため、本業務では、県内全体を広域的な視点で捉えた新たな物流施策の可能性を整理・抽出し、那覇港公共国際コンテナターミナルや中城湾港などのリソースを活用したコンテナ輸送の効率化など輸送環境の改善に繋がる施策の具現化、抽出された施策の実証を含む実現プロセスと必要な推進体制の構築を図ることを目的とする。

4. 業務内容

4-1 計画準備、過年度調査の収集・整理、協議・報告

ア 計画準備

本業務を行うに当たって目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。業務遂行にあたっての業務計画書及び工程表を作成する。

イ 過年度調査の収集・整理

これまでに国、県、那覇港管理組合等が実施した県内物流に関するアンケート調査等の報告書を収集し、本業務の参考となる部分を抽出し、整理を行う。

ウ 協議・報告

本業務を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ・協議を行う。

初 回：計画準備段階

中 間：中間打合せ（2回）

最 終：報告書作成段階

4-2 県内荷主・物流事業者へのアンケート調査及びヒアリング調査

那覇港の物流の現状の課題等に関するアンケート調査及びヒアリング調査を実施する。（アンケート調査対象：県内荷主・物流事業者、ヒアリング調査対象：アンケート回答の県内物流事業者から抽出）

① 県内物流（那覇港から県中北部等）に対する課題の抽出

- ② 新たな物流施策（コンテナフレートステーションの活用案、混載便等共同輸送案、創貨促進案等）に関する関心・期待度、潜在貨物量の見込等
- ③ 物流（輸出入、県内）に関する要望等

4-3 先行事例の情報収集・分析および先進地の視察調査

上記の検討を進めるにあたり、先行事例の情報収集・分析および先進地への視察調査を実施する。（視察地：2箇所程度）

4-4 新たな物流施策案の検討

アンケート・ヒアリング調査、先行事例等調査を踏まえ、那覇港の抱える課題解決につながる新たな物流施策等の具体的内容を検討し、基本構想案をとりまとめる。

【企画提案を求める事項①】

新たな物流施策を検討するにあたり、アンケート調査及びヒアリング調査の結果を基に、重要な課題とその解決策を抽出するための効果的な分析方法を提案すること。

4-5 実施体制等構築に関する取組

新たな物流施策の検討を進めるにあたり、関係者が連携して施策に参画し、施策を実施できる環境づくりや役割等を検討し、次年度以降の実証実験に向けて関係者の合意形成及び実施体制等の構築を行う。

【企画提案を求める事項②】

県内荷主・物流事業者、各関係機関（行政等）、港湾管理者など関係者の合意形成の課程で生じる課題とその解決策を具体的に提案すること。

4-6 成果及び構想実現に向けた今後の進め方のとりまとめ

本業務の成果をとりまとめるとともに、新たな物流施策の構想の実現に向けて、実証実験の対象範囲、具体的な内容及び実施場所を検討し、今後の進め方について実施計画案の作成等を行う。

4-7 報告書の作成

報告書を取りまとめ、作成する。報告書の作成にあたっては、検討内容・分析結果等について適切に整理するとともに、調査において入手したデータ、資料等についても参考資料としてとりまとめる。

5. 予算に関する要件

本業務に係る予算は、11,187 千円以内（消費税込）とし、この範囲内で効率的かつ効果的な業務を企画提案すること。なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。

6. 一括再委託の禁止等

（１）一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ那覇港管理組合が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督などの統轄的かつ根幹的な業務

（２）再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ・ コンサルティングに必要な基礎資料調査等、その他那覇港管理組合が認めた業務

（３）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による那覇港管理組合の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

7. 業務の成果品及び著作権

業務の完了に際し、次の成果品を作成し、那覇港管理組合に提出すること。

- | | |
|------------------------------------|------------------------|
| ア 報告書 | 1 部（A 4 チューブファイル） |
| イ 報告書（概要版） | 10 部 |
| ウ 上記ア、イの電子データ | 一式 ※CD-R 等で 2 部提出すること。 |
| エ 全ての支出の収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の写し | 1 部 |
| ※これを満たさない経費は支払額の対象外となる可能性があります。 | |
| オ 関連資料 | 別途指示のあった資料等を提出 |

なお、当該成果品の著作権及び所有権は那覇港管理組合に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任をもって処理すること。

また、那覇港管理組合の許可を受けないで、他に公表、貸与、使用してはならない。

8. 積算について

(1) 経費の区分

①直接人件費

②直接経費（謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、その他必要経費）

③一般管理費＝（①＋②）×10／100 以内 ※土木設計コンサルタント業務ではありません

(2) 直接経費として計上できない経費

○業務内容に照らして当然備えるべき機器・備品等

9. その他留意事項

(1) 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者である那覇港管理組合と適宜協議を進めていくものとする。また、本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、那覇港管理組合の許可なく他に流用してはならない。

(2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。

以上